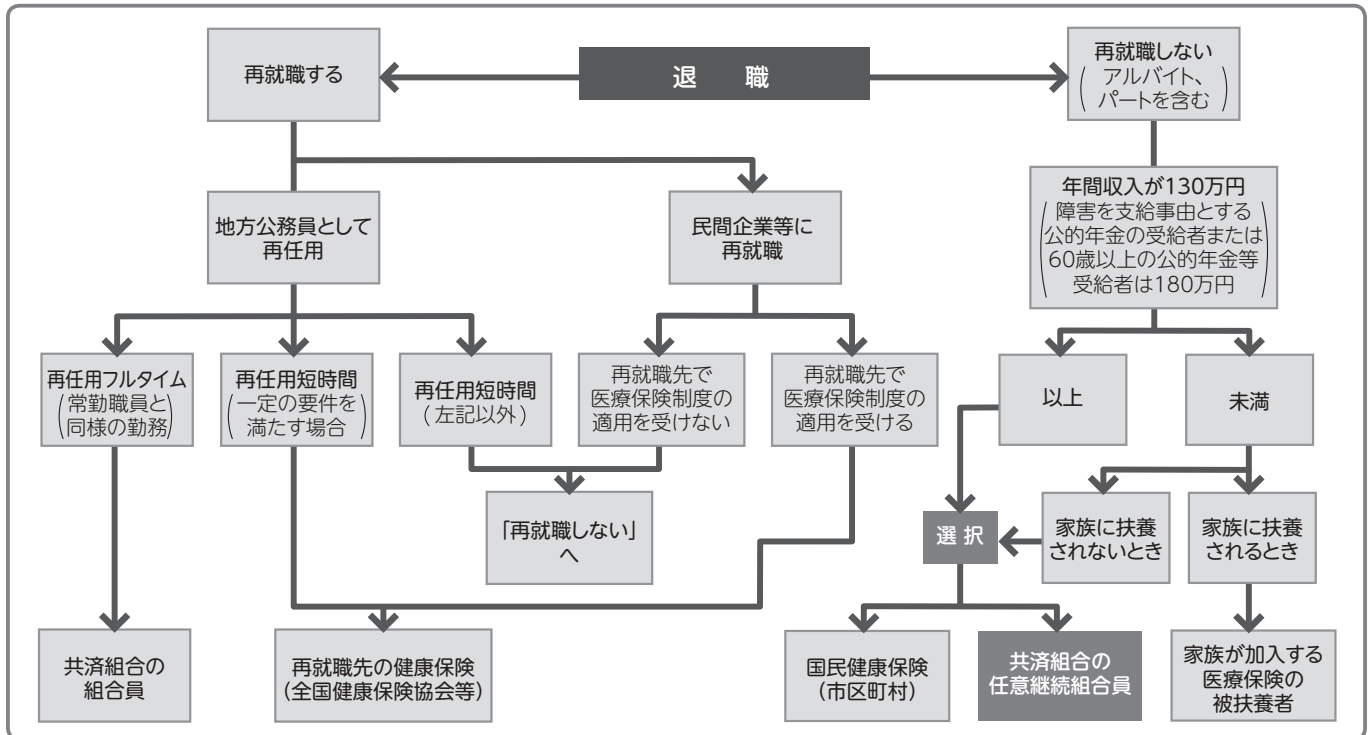


退職後の医療保険について

組合員は退職により組合員資格を喪失し、退職日の翌日から組合員証を使うことができなくなりますので、何らかの医療保険に加入することになります。

退職後の医療保険への加入については、生活設計に応じて異なり、下の図のとおりまとめてみましたのでご参照ください。



※加入手続き等について、健康保険組合に加入する場合は再就職先、国民健康保険へ加入する場合は居住地の市区町村役場、家族の被扶養者になる場合は被保険者の健康保険組合等へそれぞれお尋ねください。

任意継続組合員制度の概要

任意継続組合員制度は、在職中と同様に短期(医療)給付および福祉事業の一部も利用できる制度です。

(1) 加入資格等

退職の日の前日までに引き続き1年以上の組合員期間を有する組合員の方で最長2年間加入できます。

(2) 加入手続き

平成31年3月31日に退職を予定されている方については、3月上旬までに「任意継続組合員資格取得申出書」を共済事務担当課経由で提出してください。

(3) 任意継続掛金、介護掛金について

掛金の基礎となる標準報酬の月額、次のいずれか少ない標準報酬の月額に掛金率を乗じて算定いたします。

①退職時の標準報酬の月額

②共済組合全組合員の前年度9月30日の平均標準報酬の月額

参考:平成30年度の掛金率 任意継続掛金率 93.60/1000 介護掛金率 13.36/1000

平成30年度の平均標準報酬の月額 410,000円

(平均標準報酬の月額 410,000円の場合 任意継続掛金 38,376円 介護掛金 5,477円)

(4) 掛金の払込み

次の払込方法があります。

①毎月25日に指定口座より引き落とす方法

口座引落は、埼玉りそな銀行のみの取扱いとなります。

②払込告知書(納付書)により払い込む方法

年1回払い、年2回払いおよび毎月払いの3つの方法があります。

(5) 任意継続組合員が受けられる給付

短期給付については、休業給付を除き、在職中と同様の給付が受けられます。

また、福祉事業については、共済預金(自由口座のみ)、人間ドック等の検診助成、インフルエンザ予防接種助成、宿泊助成およびレクリエーション助成等を利用することができます。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306